

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を公布する。

平成30年10月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第36号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則
(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第5号アからオまで以外の部分及び同号エ中「がけ」を「崖」に改める。

第9条第1項第1号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項第4号中「法」の右に「第43条第2項第1号、」を加える。

第10条の2の見出し及び同条第1項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同条第2号中フをへとし、ヒをフとし、ハをヒとし、ノをハとし、ネをノとし、ヌをネとし、ニをヌとし、ナをニとし、トをナとし、テをトとし、ツをテとし、チをツとし、タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第43条第2項第1号

(京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「第85条第1項」を「第85条第1項本文」に改め、同条第2号中「第85条第2項」を「第85条第2項本文」に改め、同条第3号中「第85条第5項」を「第85条第5項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 建築基準法第85条第6項前段の規定による許可を受けて建築される同項前段に規定する仮設建築物

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室，都市計画局建築指導部建築指導課，同部建築審査課)